

# 「生成A Iの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード（仮称）（案）」に対する意見

---

2026年4月23日

一般社団法人 日本民間放送連盟

- 生成 A I 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護を両立し、権利者と利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的に、プリンシプル・コードを策定することに賛同します。
- ▽「享受目的」が存在する開発・学習に著作物が無断で利用されていること、▽インターネット上に違法にアップロードされている著作物が学習されうること、▽権利侵害複製物が生成されうること——など、権利者と利用者の双方に多くの実害と不安を与えています。
- 民放連は「プリンシプル・コード（案）」への意見募集に応じ、具体的な修正要望を行いました。本日は生成 A I に対する民放の問題意識を中心にご説明します。

- 生成 A I 事業者に対し、透明性確保や知的財産権保護のための措置の開示を求めたことに賛同します。
- 生成物が「享受目的」で利用され得る生成 A I の開発においては、権利者が存在する著作物を学習データとして無断利用しないことが大前提です。
- 「学習及び検証等に用いられたデータに関連する事項」の開示を原則としたことは適切です。

- 多くのユーザーが生成A I の出力した回答で満足し、参照元のウェブサイトを訪れない「ゼロクリックサーチ」の問題が指摘されています。報道コンテンツの一部を有料で提供するサービスを行う報道機関においては、ペイウォール内のコンテンツの学習はビジネスモデルの毀損につながります。
- 報道機関のコンテンツにただ乗りするサービスが横行すれば、報道機関は収入の柱を失い、日々の取材・報道活動はもちろん、災害報道への備えや、時間やコストのかかる調査報道などを行っていくことが困難となり、人々の「知る権利」に応え、民主主義を支える役割を果たせなくなりかねません。
- 生成A I 事業者に対しては、「ペイウォール等のアクセス制限の尊重」や「robots.txt等の機械可読な指示に従うクローラの採用等に取り組むこと」で、権利者が生成A I の学習や利用に反対の意思を示しているウェブサイトを無断で学習や検索拡張生成（RAG）の対象としないよう求めることが必要です。

- もっぱら権利侵害複製物を掲載するいわゆる海賊版サイトのみならず、大手プラットフォームやウェブサイト上にも権利侵害複製物は大量にアップロードされています。
- 文化庁「A I と著作権に関する考え方について」は、「ウェブサイトが海賊版等の権利侵害複製物を掲載していることを知りながら、当該ウェブサイトから学習データの収集を行うといった行為は、厳にこれを慎むべきものである」との考えを示しています。
- 生成A I 事業者に対して、権利侵害複製物を掲載しているウェブサイトは学習データの収集対象から除外するなど、権利侵害の助長・拡散を防ぐ取り組みの徹底を求めることが必要です。

- 知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置は、その具体的な取り組み内容の公表まで求めることが必要です。
- 生成A Iによって知的財産権を侵害する生成物が生成され、流通している場合には、生成A I事業者自身が削除および調査に努め、特に自ら運営するサイトからは削除するよう求めることが必要です。

- 報道機関のニュースと誤認されるような虚偽の災害映像、政治家の偽動画映像、外国人への差別やヘイトを助長するディープフェイク動画が生成されれば、国民の不安を煽り、判断を歪曲させるのみならず、報道機関への信頼や公正な報道の価値の毀損につながりかねません。
- 放送事業者が制作・放送する報道・ニュース番組の模倣や出演者のディープフェイク動画で、人々を投資・商品購買の勧誘や詐欺まがいの行為にいざなえば、犯罪等の被害者を生み出しかねません。
- (2) で例示された「電子透かし、C2PAその他のコンテンツの出所や来歴を証明するような技術的措置」は知的財産権保護のためのみならず、ディープフェイク対策の観点からも、生成AI事業者に対して、生成物が生成AIで作られたものであることが判別できる措置を講じるよう求めることが必要です。

- 権利者と利用者にとって安全・安心な利用環境を確保することを目的に【原則 2】 【原則 3】 を設けることに賛同します。
- 特に権利者の立場では、自身が権利を保有するコンテンツが学習等に用いられているか否かは、訴訟提起等を検討するにあたり、明らかにされるべき重要な情報です。
- 運用にあたっては、開示要求を行おうとする者に過度な負担を課すものでないことを望みます。
- 生成 A I 事業者の対応が不十分で、知的財産が適切に保護されなかったり、権利者や利用者の生成 A I に対する不安が払しょくされなかったりする場合は、運用の見直しや原則の改定など必要な措置を講じることが必要です。

- 必要な修正を加えたうえでプリンシプル・コードの運用を始めることが重要です。そのうえで実効性確保のための検討を引き続き行うことを要望します。
- 「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法は法的拘束力がなく審査体制も不在であるなど、事業者の自主性に強く依存しているため、強制力が欠如しています。
- 国内の事業者が不利な競争を強いられることのないよう、運用に際しては過度の負担とならない配慮を行う一方、事業者名の公表や罰則など本プリンシプル・コードを海外の事業者に遵守させるための対策を講じることを求めます。